

川崎地域調達情報

令和5年5月16日公表 調達番号 川23019号

件名:インクボトル等の購入【概算総価】(多摩警察署)

見積書提出期限:令和5年5月25日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	インクボトルほか	別紙のとおり					契約締結日 ～ 令和5年9月29日	多摩警察署 1階 会計課 (川崎市多摩区柵形3-1-1)

特記事項

- 1 見積金額は、消費税抜きの1品目単位当たりの単価に予定数量を乗じた額の合計金額(概算総価)とし、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 2 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については、増減の可能性がある。
- 3 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点以下第5位を切り捨て)。
- 4 発注する都度、(月に1、2回程度)、別添仕様書で指定する期日までに納入すること。
- 5 代金の請求は1ヶ月分を取りまとめ、翌月発注者あてに請求書を提出することにより行う(請求額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て)。
- 6 その他契約条件は別添仕様書のとおり。

同等品の確認の連絡先

所属	多摩警察署
担当者	高野 清昭
電話	044-922-0110(内線230)
FAX	044-922-0110

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量A	単位	単価 B	金額A×B
1	インクボトル	エプソン	KEN-MB-L	否	15	個		
2	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L	否	25	個		
3	インクボトル	エプソン	TAK-C-L	否	25	個		
4	インクボトル	エプソン	TAK-M-L	否	30	個		
5	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L	否	25	個		
6	メンテナンスボックス	エプソン	EPMB1	否	15	個		
7	USBメモリー	TEAM	TC15364GK01 64GB	可	25	本		
8	SDHCカード	TEAM	TSDHC16GIV1001 16GB	可	10	枚		
9	録画用BD-R	ソニー	50BNR1VJPP4 50枚入り	可	1	パック		
10	印画紙	エプソン	KL400PSKR	可	95	箱		
11	FAXリボン	朝日電器	FIR-P19-5P	可	15	箱		
小 計								
消費税及び地方消費税								
合 計								

仕 様 書

1 件名

インクボトルほかの購入【概算総価】

2 契約期間

契約締結日から令和5年9月29日まで

3 品目、規格及び予定購入数量

別紙のとおり

予定数量は、過去の実績等から算出したもので、数量については、増減の可能性がある。

4 納入場所

川崎市多摩区柘形3-1-1 多摩警察署1階会計課倉庫

5 発注及び納品方法

- (1) 書面又はファクシミリで発注(月1、2回程度)し、発注日の翌日から起算して7日以内に納品すること。ただし、納入期限最終日が「神奈川県の日曜日に定める条例」に規定される休日にあたる場合は、その翌日とする。

なお、納品は、平日の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

- (2) 納入品に不適合品があったときは、直ちに代替品を再納品すること。
- (3) 契約品目が製造中止などの理由で納品できない場合は、事前に書面をもって同等品の申請をし、承認を得たうえで、納品すること。
- (4) 自動車を使用して配送する場合、低公害車(神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。)の使用に努め、エコドライブ(同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。)を実施すること。

6 納品書記載事項

納入の際には、その都度、納品書を提出するものとし、以下の事項を記載すること。

- (1) 納入者の表示(住所、氏名(法人の場合は法人名))
- (2) 納品先の表示(多摩警察署長)
- (3) 納入年月日
- (4) 納入場所
- (5) 納入される物品等の品名(規格・商品コード等)、数量、単価、合計金額

7 代金の請求

支払いは1ヶ月分を取りまとめ、翌月に発注者あて請求書を提出することにより行う。請求金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

8 特記事項

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)に基づく契約解除等
契約条件の詳細は、神奈川県ホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cut/fl100447/>)を参照のこと。
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天変地異等やむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、納入が遅延する物品の数量に契約単価を乗じて計算した額に、履行期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき神奈川県財務規則(昭和29年2月1日規則第5号)第33条第1項に基づき年2.5%の割合で計算した違約金を徴することとなる。
- (4) 県へ物品の販売をする場合、原則、契約情報として「契約相手方(法人名及び代表者氏名又は個人氏名)」などを県ホームページで公表する。